

28. 12

特許法第17条の4又は実用新案法第2条の2第1項の規定に基づく優先権主張書の補正の取扱い（特・実）

特許法第17条の4（実用新案法第2条の2第1項）の規定による同法第41条第4項（実用新案法第8条4項）又は同法第43条第1項（同法第43条の2第2項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）及び同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する書面（以下「優先権主張書」という。）の補正は、原則として優先権に係る記載の誤記の訂正に限られ、補正により優先権を追加する（優先権の数を増やす）ことや方式上不備のない優先権主張の全部又は一部を削除することは認めない。

なお、願書に「先の出願に基づく優先権の主張」の欄又は「パリ条約による優先権等の主張」の欄を設け、必要な事項を記載して、優先権主張書の提出を省略した場合（特施規27条の4第3項^{*1}）の願書の補正も、同様である。

（説明）

特許法第17条の4（実用新案法第2条の2第1項）の規定による優先権主張書の補正とは、優先権主張書に不備若しくは誤記がある場合に、これを訂正し、記載事項の一部を補充することにより、当該優先権主張を適式なものとするを目的とする。

これに対し、出願後に優先権を追加する場合は、そもそも適式なものとする優先権主張がないから、その補正はできず、優先権主張書（特施規27条の4第2項）を提出しなければならない。

また、先の出願に基づく優先権主張に限り、優先権主張の取下げができるが、この場合、先の出願に基づく優先権主張取下書（特施規28条の4）を提出しなければならない。優先権主張書の補正により、方式上不備のない優先権主張の一部又は全部を削除することは、優先権主張書の不備若しくは誤記の訂正又は記載事項の補充のいずれにも該当しないから、認めない。

なお、パリ条約の規定による優先権の主張（特許法第43条の2第1項^{*3}及び同法第43条の3第1項^{*4}及び第2項^{*4}の規定によるパリ条約の例による優先権の主張）については、法律に規定がないため、その取下げもできない（→28.02）。

（改訂令和4・10）

-
- ※¹ 特施規 27 条の 4 第 3 項：実施規 23 条 2 項、意施規 19 条 3 項、商施規 22 条 2 項において準用
 - ※³ 特 43 条の 2 第 1 項：特 43 条の 3 第 3 項（実 11 条 1 項において準用）、実 11 条 1 項において準用
 - ※⁴ 特 43 条の 3 第 1 項、第 2 項：実 11 条 1 項において準用